三　規約の内容

別表の「規約」欄記載の規約第一条中「第11条第１項」を「第31条第１項」に改め、次の附則を定める。

附　則

この規約の変更は、平成二十八年四月一日から施行する。

四　認定の理由

別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

規約	事業の種類	申請者
マーガリン類の表示に関する公正競争規約（昭和六十三年公正取引委員会告示第十三号）	マーガリン類の製造、販売業等	マーガリン公正取引協議会　会長　大池　弘一
粉わさびの表示に関する公正競争規約（昭和四十四年公正取引委員会告示第三号）	粉わさびの製造、販売業等	全国粉わさび公正取引協議会　会長委員　井口　彰
凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約（昭和四十五年公正取引委員会告示第二十一号）	凍り豆腐の製造業	凍豆腐製造業公正取引協議会　会長委員　登内　英雄
化粧品の表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第七十五号）	化粧品の製造、販売業等	化粧品公正取引協議会　会長　小林　一俊
化粧石けんの表示に関する公正競争規約（昭和四十六年公正取引委員会告示第八十四号）	化粧石けんの製造、販売業等	化粧石けん公正取引協議会　委員長　宮崎　仁之
みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第四十八号）	みその製造、販売業等	全国味噌業公正取引協議会　会長　小手川強二
ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約（昭和五十四年公正取引委員会告示第二十七号）	ローヤルゼリーの製造、販売業等	一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会　会長　山木　康孝
ピアノの表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十二号）	ピアノの製造、販売業等	鍵盤楽器公正取引協議会　会長　大池　真人
眼鏡類の表示に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第六号）	眼鏡等の製造、販売業等	眼鏡公正取引協議会　会長　馬場　康男
スポーツ用品の表示に関する公正競争規約（昭和六十二年公正取引委員会告示第十二号）	スポーツ用品の製造、販売業等	スポーツ用品公正取引協議会　会長　小賀坂道邦
豆乳類の表示に関する公正競争規約（昭和六十三年公正取引委員会告示第一号）	豆乳類の製造、販売業等	日本豆乳公正取引協議会　会長　重山　俊彦
レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約（平成三年公正取引委員会告示第三十三号）	コーヒーの製造、販売業等	全日本コーヒー公正取引協議会　会長　守田　勝昭
電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第五十号）	電子鍵盤楽器の製造、販売業等	鍵盤楽器公正取引協議会　会長　大池　真人
医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成九年公正取引委員会告示第六十六号）	医療用医薬品の製造、販売業等	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会　会長　野木森　雅郁
医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成九年公正取引委員会告示第六十七号）	医療用医薬品の卸売業	医療用医薬品卸売業公正取引協議会　会長　髙橋　英富
医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成十年公正取引委員会告示第十九号）	医療機器の製造、販売業等	医療機器業公正取引協議会　会長　松本　謙一
不動産の表示に関する公正競争規約（平成十七年公正取引委員会告示第二十三号）	宅地建物取引業	不動産公正取引協議会連合会　会長　植木　正威
みその表示に関する公正競争規約（平成十六年公正取引委員会告示第四号）	みその製造、販売業等	全国味噌業公正取引協議会　会長　小手川強二
指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約（平成十六年公正取引委員会告示第六号）	指定自動車教習所業	指定自動車教習所公正取引協議会会長　田中　節夫
指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成十六年公正取引委員会告示第七号）	指定自動車教習所業	指定自動車教習所公正取引協議会会長　田中　節夫
ドレッシング類の表示に関する公正競争規約（平成十九年公正取引委員会告示第十一号）	ドレッシング類の製造、販売業等	全国ドレッシング類公正取引協議会会長　三宅峰三郎
仏壇の表示に関する公正競争規約（平成二十四年公正取引委員会・消費者庁告示第二号）	仏壇の製造、販売業等	仏壇公正取引協議会会長　小堀　賢一

○個人情報保護委員会告示第四号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

第４－６Ｅを次のように改める。

Ｅ　審査請求（行政機関個人情報保護法第42条から第44条まで）

Ｅ－１　審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第42条第１項）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、「行政不服審査法」（平成26年法律第68号）第９条（審理員）、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第24条（審理手続を経ないでする却下裁決）、第２章第３節（審理手続）及び第４節（行政不服審査会等への諮問）並びに第50条第２項（裁決の方式）の規定を適用しない。

Ｅ－２　審査会への諮問（第43条第１項）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一　審査請求が不適法であり、却下する場合